

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 健康保険医療課

当市では、賦課割合について、低所得者層への負担軽減のため、現行の賦課割合と同水準程度（応能割67：応益割33）を維持する方針のもと、保険税率を設定しています。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 健康保険医療課

子どもの均等割負担については、6月4日参議院本会議にて改正健保関連法が成立しました。この中で、国保の未就学児の保険料均等割額の5割減額が盛り込まれました。今後は4年4月1日の施行に向け、準備を進めていきます。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 健康保険医療課

当市では、被保険者の負担軽減を図るため、令和3年度から令和5年度までの3年間については、毎年1億円の一般会計からの法定外繰入を行います。また、その後については国保運営協議会を中心に議論してまいります。県運営方針に基づき、令和9年度までに県内の保険税率の準統一を目指していることを踏まえ、法定外繰入金金の解消・削減を行っていく必要があります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してくだ

さい。

【回答】 課税課

国民健康保険税の減免にあたっては、申請者の担税力の低下に着目し、減免制度の適用を行っています。今後も申請者の生活状況を注視し、適正な制度運営に努めていきます。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 課税課

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免制度については今年度も継続するとともに、前年度に引き続き、新規加入者への制度紹介、広報やホームページへの掲載、納税通知書に案内を同封するなど加入者への周知を徹底していきます。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】 健康保険医療課

一部負担金の減免基準については、現在、生活保護基準の 1.2 倍としています。この基準については、国の基準や被保険者間の公平性の観点等から判断すべきものと考えております。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 健康保険医療課

一部負担金の減免制度の申請にあたっては、ご相談があった際、申請書の書き方等、丁寧に説明するなどにより対応させていただきます。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】 健康保険医療課

市は、申請書の提出があった際に、その内容が真実と相違ないかどうか調査し、審査の上、減免の可否を決定しますので、医療機関の窓口で手続きすることはできません。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】 収納課

滞納者の生活状況の把握に努め、必要であれば担当部署と連携し、コロナ禍にあって困窮している方にはコロナ減免や徴収猶予制度等を適用しながら、個別の事情を十分に考慮したうえで対応しております。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】 収納課

滞納整理に当たっては滞納者の納付能力調査を行い、差押等の処分を執行する際は国税徴収法に定める差押禁止額を考慮しております。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】 収納課

滞納者の個別事情を考慮し、十分な相談体制をもって滞納整理をおこなっております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】 収納課

滞納整理に当たっては、国民健康保険税に限らず他の諸税においても当事者の生活実態の把握に努め、差押等の処分を執行する際は国税徴収法に定める差押禁止額を考慮しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 健康保険医療課

当市では、短期保険証対象世帯以外の世帯については、通常の保険証を郵送しております。また、短期保険証対象世帯につきましても、概ね 1 か月間、窓口において交付していますが、それでも交付できなかった世帯については、短期保険証を郵送しています。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 健康保険医療課

窓口において保管している保険証については、世帯主様宛に郵送した保険証が不在もしくは、宛所不明等により郵便局から戻ってきた保険証となっています。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 健康保険医療課

当市では、資格証明書の発行は行っておらず、すべての方に保険証を発行しています。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

- ① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】 健康保険医療課

現在、国の基準に基づき、適用期間を令和2年1月1日から令和3年9月30日（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）としております。今後につきましては、国の動向等も踏まえ検討してまいります。

- ② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】 健康保険医療課

当市では、自営業者等を対象とした傷病見舞金の支給を独自施策として実施しています。財政支援につきましては、国等へ要望してまいりたいと考えております。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】 健康保険医療課

被保険者を代表する委員として、公募委員を委嘱しております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】 健康保険医療課

被保険者を代表する委員として、市民の方に参画いただいているとともに、国民健康保険運営協議会については、公開により開催しております。また、国民健康保険税率等の改正を検討する際には、パブリックコメントを実施しております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】 健康保険医療課

現在、集団健診において40歳代の方を対象とした「40歳代無料クーポン券事業」を実施しております。これは健診対象年齢となる年代の受診率が低調であることから、受診率向上のための取組として実施しているものです。

その他の年代の方には費用の一部を自己負担（1,000円）していただいておりますが、これは健診が自助的な健康管理を支援するものとして位置づけられるためです。ご自身の健康管理に一定のご負担をいただくことで、個人の健康意識を高め、継続的な健康管理のための動機付けを促進することを目的としています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】 健康保険医療課

個別健（検）診及び集団健（検）診において、特定健診と各種がん検診、肝炎ウイルス検診等を同時に受診することが可能な体制を整備しており、市民の方々が受診対象となる健（検）診を同日で予約し、受診することができます。

③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】 健康保険医療課

特定健診未受診者勧奨として、AI（人工知能）を活用した健診受診行動タイプ別の文書（通知）勧奨を行います。昨年度までは、1 回の勧奨でしたが、今年度は、2 回実施します。

40 歳代特定健康診査自己負担無料クーポン券を発行しています。

がん検診については、20、25、30、35、40 歳の女性に子宮頸がん検診無料クーポン券、40、45、50、55、60 歳の女性に乳がん検診無料クーポン券を個別通知し、再勧奨通知も送っています。また、市のがん検診を過去 2 年間、未受診の人には、受診勧奨はがきを送付してがん検診の受診勧奨を行っています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】 健康保険医療課

健診等に関する個人情報については、和光市個人情報保護条例に基づき、厳正に管理しています。

2. 後期高齢者医療について

第 204 回国会で 75 歳以上の方の医療費負担が、所得により 1 割から 2 割負担に 2 倍化される法案が提出され 2023 年 10 月以降に実施する計画が進行しています。75 歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の 30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】 健康保険医療課

医療制度改革関連法（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）のうち高齢者医療制度改革では、窓口負担においては一定の所得に達していない方への配慮がなされていたり、また外来患者の医療費負担においては配慮措置を設けたりするなど、持続可能な高齢者医療制度のために必要最小限な制度改正であり、今回の改正の趣旨は、現役世代への給付が少なく給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築することと理解している。市としては周知等に努めてまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】 健康保険医療課

長寿医療健診や専門職による相談・訪問指導事業等の機会を通じて健康状態の把握に努めるとともに、必要な方に必要な支援を提供していきます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】 健康保険医療課

和光市では、専門職による相談・訪問指導事業（栄養・口腔ケア）を実施し、ハイリスクアプローチによる健康状態の改善に取り組んでおり、令和2年度からは「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」として糖尿病性腎症の重症化予防及び通いの場におけるポピュレーションアプローチを加えて更なる健康増進に取り組んでおります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】 健康保険医療課

和光市では、特定健診にあたる長寿医療健診及び健康長寿歯科健診（75歳前年度到達者）を無料実施し、また、人間ドック、がん健診では一割程度の自己負担で安価に受診いただき健康増進の機会の提供をしております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】 健康保険医療課

自治体としては、地域医療の充実を図ることが第一と考えています。実際に地域において、医療資源の不足等が見込まれるような場合には、自治体として声をあげていきたいと考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】 健康保険医療課

上記3（1）と同じ考え方により、必要に応じて関係機関等に要望してまいりたいと思います。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】 健康保険医療課

※保健所は県の所管になりますので、保健センターに関してのみお答えします。

保健センターに限らず、市の職員数は定員管理計画により行政課題に応じた人員配置を行っております。

現在、保健センターに「新型コロナウイルスワクチン接種事業推進プロジェクトチーム」を設置し、増員と兼務により事業を運営しているところです。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】 健康保険医療課

感染症の検査には、現在感染症に罹患しているかどうかを検査するものと、感染症に対する抗体を有しているかを検査するものがあります。

現在は、任意接種ではありますが、国策としてコロナウイルスワクチンの接種を推進していますので、検査の必要性、重要性について認識はしているところですが、まずはより多くの方にワクチン接種を受けていただけるよう体制の整備と周知及び啓発に優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】 健康保険医療課

PCR 検査に関しても上記 4 (2) と同様の考えです。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】 健康保険医療課

ワクチン接種体制は、市だけでなく、地域の医師会及び薬剤師会の指導・助言を得て、関係事業者との協力により構築しており、希望するすべての方にワクチンを接種することができるよう取り組んでいます。

他の自治体と比べると、実施方法や接種の進行速度等に違いがみられますが、自治体の人口規模だけでなく、住民の接種ニーズやマンパワーを含む地域資源が自治体ごとに異なりますので、当市は当市にとって適切と考えられる方法で市民の接種ニーズを充足していくことに力点を置いて取り組んでまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば 2021 年度の介護保険料の改定で、据え置きが 12 自治体、引き上げは 44 自治体(平均年額 5,255 円増)がありました。7 市町村では平均年額 1823 円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】 長寿あんしん課

第 1 号被保険者の介護保険料の設定につきましては、必要な介護保険サービスの総費用を算出し、その額に第 1 号被保険者の負担割合である 23% を掛け、市内の 65 歳以上の人数で割ったものが基準額となります。

第 1 号被保険者の負担を軽減するためにも、サービス内容を精査し、適正な額になるよう務めています。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

【回答】 健康保険医療課

2020 年度の介護保険料減免の実施状況については、国の基準に基づき実施した結果、33 名の申請を受理し、そのうち 33 名、総額 1,829,450 円の介護保険料減免を決定いたしました。

また、2021 年度につきましても、国の基準に基づき実施いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】 長寿あんしん課

介護保険料につきましては、所得に応じまして13段階に細分化されています。

特に低所得者層に対しましては、第1段階は基準額の3割、第2段階は5割、第3段階は7割、第4段階は9割というように負担軽減を図っています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】 長寿あんしん課

利用料限度額の上限を超えた部分についての助成はありませんが、介護保険の低所得者対策として、保険給付利用者負担に対して、一定率（15%～100%）を助成しています。

介護保険サービスを利用した場合、自己負担額に対して一定の割合で助成を行っています。

具体的には、所得段階1（老齢福祉年金受給者）は100%、所得段階1（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）は55%、所得段階2は40%、所得段階3は35%、所得段階4は15%を助成しています。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】 長寿あんしん課

介護保健サービス利用の利用料自己負担割合におきまして、2割負担は156人、3割負担は175人います。（令和3年4月1日現在）

サービス内容や利用状況については、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員が把握していますので、利用抑制に至らないよう配慮し、調整しています。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】 長寿あんしん課

看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護につきましては、「介護保険利用料助成事業」の活用を促進していきます。（詳細は、4(1)の回答を参照）

グループホームについて、「グループホーム等入居家賃助成事業」を実施しています。

市内に整備されたグループホーム等に入居する低所得者を対象に、入居家賃に対して一定率（30%～50%）を助成するものです。

具体的には、所得段階1（老齢福祉年金受給者）は50%、所得段階1（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）は40%、所得段階2は35%、所得段階3は30%を助成しています。

なお、1月当たりの助成金額の限度額は35,000円となっています。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】 長寿あんしん課

市独自の財政支援はありませんが、新型コロナウイルス感染症に対するため、特例的に、全てのサービスについて、令和3年4月～9月末までの間、基本報酬に0.1%を上乗せしています。

特に、通所介護等において感染症の発生により利用者数の減少が一定以上生じた場合、令和3年度より、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護については、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、新型コロナウイルス感染症の影響により利用延べ人数が減少した場合に、一定期間の基本報酬への3%加算等を行っています。

また、事業主が、新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させた場合に、事業主が休業手当を支払った場合には、雇用調整助成金による助成を受けることができます。

さらに、中小法人、個人事業者に対して、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴い、売上が減少した場合等条件に適合すれば、月次支援金を受給することも可能です。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】 長寿あんしん課

市としては実施していませんが、市内の介護事業者に対して、マスクや消毒液、手袋を国から支給されたものを配布しています。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】 健康保険医療課

市内の介護施設等の入居者及び施設従事者に対しては先行接種を実施しております。

また、先行接種の対象となった施設以外の従事者に対しては、集団接種会場における優先接種を実施する予定です。

公費によるPCR検査につきましては、必要性は認識しているものの、ワクチンによる集団免疫の獲得が急務であることから、ワクチン接種事業を優先的に推進してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】 長寿あんしん課

施設整備に関しましては、介護保険事業計画の中に位置付けをして、計画的に進めています。

第8期計画におきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護併設の地域密着型介護老人福祉施設、介護予防拠点、小規模多機能型居宅介護併設の認知症対応型共同生活介護を整備予定となっています。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】 長寿あんしん課

現在、市内に5か所の地域包括支援センターがあり、各圏域をカバーしています。北エリア及び中央エリアにおきましては2センターが稼働しており、南エリアは1センターですが、

人員を増員して対応を図っています。

また、それぞれの地域包括支援センターについては、市が地域包括支援センターからの相談に随時対応する他、地域包括支援センター同士の連絡会議を定期的の実施し情報交換や課題の検討に努めています。今後、高齢者が増加する中で、地域包括支援センターの業務について、きめ細やかに対応して、地域包括支援センターの負担が増加しないよう工夫し、体制の充実を図って参ります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 社会援護課

昨年度、国や県による各種衛生用品の配布を行っております。今後も社会情勢を見ながら、必要に応じて当市における施策を検討してまいります。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】 健康保険医療課

PCR検査の実施に関する考え方は、先に回答したとおりです、感染者への対応は保健所（埼玉県）の所管となります。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】 社会援護課

各障害福祉サービス事業所の人材不足により、サービスの低下に繋がるおそれがあるため、市として対応可能な施策について、検討してまいります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 健康保険医療課

施設等を利用している障害者への接種は優先的に進めており、施設等への巡回接種により実施しています。

施設等を利用されている方以外で、医療機関等での接種が困難な場合は、往診による接種が可能な医療機関等をご案内しております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】 社会援護課

自立支援協議会において協議を進めており、国の基本指針で示されているとおり、令和5

年度末までに「面的整備型」で地域生活支援拠点の整備を検討してまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】 社会援護課

施設整備及び基盤整備については、地域の課題を踏まえ、障害福祉サービスの需要と供給を精査しながら、障害者計画及び障害福祉計画に基づく整備を進めております。また、施設整備に伴う独自補助の予算については、市の財政状況を考慮しながら検討してまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 社会援護課

自立支援協議会には、各障害者団体から推薦された委員も選出されておりますので、今後とも当事者の声を聞きながら、事業を推進してまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要としますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】 社会援護課

各年度ごとに入所施設や障害者数を把握し、「第六次和光市障害者計画及び第6期和光市障害福祉計画」に基づく計画的な基盤整備に努めております。また、定期的なニーズ調査等を行いながら、施設等の必要性を検討してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】 社会援護課

定期的にニーズ調査を行うとともに、介護事業や子ども事業、困窮事業等と連携して支援を行ってまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】 社会援護課

各障害福祉サービス事業所からの請求審査を行っているため、帰省外泊しているケースは一定程度把握しております。帰省の際に利用可能な障害福祉サービスについては、総合的に勘案しながら、検討してまいります。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる必要があります。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】 社会援護課

所得制限、年齢制限、一部負担金等は、市独自のものは導入していないため、撤廃することは現状考えておりません。なお、平成31年1月1日から始まった所得制限に関しましては、応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要があることから導入しておりますので、ご理解をお願いいたします。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】 社会援護課

高額療養費や不要なレセプトの返還を避けるために埼玉県でも償還払いを推奨しており、現状の制度に支障をきたさない範囲で現物給付を行ってまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】 社会援護課

精神障害者の医療費の助成に関しましては、自立支援医療等の制度もあるため、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を対象とすることは現状考えておりません。また、急性期の精神科への入院を補助対象とすることは、現状の制度対象者との線引きが難しいと考えております。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】 社会援護課

二次障害における状況を把握するための施策を考慮し、国や県と協力しながら医療機関等との連携を検討してまいります。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】 社会援護課

当市においては、事業実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】 社会援護課

利用者負担額の上限を1時間あたり500円としているため、県との割合負担以外としては、最大450円の独自助成を行っております。

(3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】 社会援護課

年間利用時間は、150時間と十分な時間数を上限としております。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】 社会援護課

生活サポート事業については、自己負担額の一部を市で助成することにより、1時間あたりの上限を500円とし、利用者にとって利用しやすい制度にしております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 社会援護課

利用者のニーズを踏まえながら、必要に応じて県への働きかけを検討してまいります。

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】 社会援護課

令和2年2月1日よりタクシー初乗り運賃の改定が行われたため、福祉タクシー利用券については、選択制となっている自動車燃料費の補助制度と均衡が取れるように精査を行いながら、今後配布枚数等を検討してまいります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】 社会援護課

当市の制度運用において、所得制限や年齢制限は設けておりません。また、タクシー及び自動車に関しましては、個別の料金体系ではないため、介助者も利用できております。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 社会援護課

近隣市町村とは、定期的に協議の場を設けており、地域に応じた制度の導入を行っております。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 地域包括ケア課

現在対象者として「家族等による避難支援を受けることができる方」は除いていますが、

何らかの事情により同居の家族がいても希望する場合は「市長が特に必要があると認めた者」として登録いただくことが可能です。

避難行動要支援者の避難経路につきましては、和光市避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）書で確認しています。また、一次避難所の小・中学校及び総合体育館ではバリアフリートイレやスロープ等のバリアフリー対策が行われています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 社会援護課

福祉避難所は、指定避難所の避難状況等を見極めたうえで、開設を判断する施設となっておりますので、発災直後には開設されておらず、施設の開設準備等へ混乱をきたす恐れがあることから、直接福祉避難所へ避難せず、指定避難所へ避難していただくようご案内しております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 危機管理室

発災後に避難所以外で避難生活をおくる方への支援として、和光市地域防災計画では「在宅被災者への支援」を定めております。

在宅被災者への支援としましては、在宅被災者の人数やニーズを把握し、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施など保健医療サービスの提供、復旧・復興に関する情報提供等をしてまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 地域包括ケア課

災害対策基本法第四十九条第十一項3号において、「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない」となっているため、特に必要があると認める場合は開示ができます。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 危機管理室

この度の新型コロナウイルス感染症のように、大規模な感染症が発生した場合や、自然災害が発生した場合には、市は対策本部を設置し、全庁的に対策を講じてまいります。また、保健所への働きかけに関しましては、感染症や災害対策を行っていくうえで、連携強化が必要な業務につきまして、必要に応じて県や国に要請することを検討してまいります。

なお、新型コロナウイルス対策本部の担当は、危機管理室が行っております。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ

禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】 社会援護課

新型コロナウイルスの影響により、今後も逼迫した財政状況が予想されております。各障害福祉事業におけるニーズを精査した上で、財政状況を考慮しながら適切な支援に努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】 保育サポート課

待機児童の実態につきましては、令和3年4月1日時点の待機児童数は39人となります。内訳といたしましては、全て1歳児となり、前年度と比較いたしますと全体で16人の減少となっております。

また、転園希望者を含むその他の入所不承諾者数はおおよそ120名となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 保育サポート課

年齢別の受け入れ児童数につきましては、令和3年4月1日時点での受け入れ児童数は0歳児100人、1歳児206人、2歳児235人、3歳児350人、4歳児350人、5歳児353人の合計1,594人となります。保育所7園で総定員に対して34名の受け入れの増員をしております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】 保育施設課

市では待機児童解消のため、和光市子ども・子育て支援事業計画に基づき積極的な整備を実施してきたことから、年々待機児童は減少しています。

令和3年4月には、定員100人の市内初となる幼保連携型認定こども園を開設したところです。

今後につきましては、待機児童の発生状況、児童人口推移、市内保育施設利用状況等を注視しながら、第2期和光市子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、整備してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】 保育サポート課

育成支援児童につきましては、公設保育園のみならず、民設保育園においても積極的な受け入れを行い、受入児童数は年々増加しております。今後も、民設保育園への補助金交付などを通じて、支援を要する児童の受け入れ体制を整えてまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 保育施設課

市では、新たな保育所等の設置においては、国庫補助金等を活用した施設整備を実施しています。市税は、保育所等を利用しない市民からも徴収していることを踏まえ、保育所等を整備する場合の費用は、市の財政状況を鑑み、引き続き国庫補助金を活用し適切に予算計上してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】 保育サポート課

保育所等につきましては、職員及び児童の体温測定等の毎日の健康管理、消毒の徹底、送迎時に保護者の園での滞在時間を短くする等の感染予防対策を徹底して運営しております。今後も引き続き適切な感染症予防対策を講じていくことで、子どもの安全を第一に考え、保護者が安心して預けることのできる環境を整えてまいります。

また、コロナ禍において保育士に過度な負担がかからないように、市独自の補助を実施するなど、児童に向きあう環境に配慮してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 保育サポート課

保育士の処遇改善につきましては、公定価格に加算する形で保育士としての技能・経験を積んだ職員について月額4万円の追加的な処遇改善が行われております。

市では、平成28年度から保育士の宿舎借上げ事業費補助金を活用し、保育士の確保に努めているほか、市独自の補助として特定教育・保育施設事業補助金に保育士人材確保促進事業（月額1万円）を盛り込むなど、引き続き保育士の処遇改善に取り組んでまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 保育サポート課

市では独自の補助として、無償化が開始された令和元年10月から令和2年3月まで半年間の副食費につきましては、給食食材料費徴収の準備期間といたしまして副食費の全額補助を実施し、保護者の皆様に対して令和2年度からの給食費徴収の周知に努めてまいりました。

また、令和2年度からは、所得階層の低い世帯については幼児教育・保育無償化による負担増とならないように主食費補助事業を実施しております。

今後も国や他の自治体の動向を踏まえ柔軟に対応を図ってまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。

そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】 保育サポート課・保育施設課

保育の質の確保・向上を図るため、和光市子ども・子育て支援事業計画に基づき各種研修を実施しております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大のために一部の研修を除きオンラインによる研修となりましたが、多様な子どもたちへの発達支援と世帯支援をテーマとした「全体研修」には120名を超える市内保育従事者に参加いただきました。

その他、保育所における保護者への支援をテーマとした「連続研修」、保育の専門家による保育環境・内容等の「巡回指導」を実施し、その内容を市内保育施設に水平展開するために巡回研修の対象クラス保育士による「クラス年齢別スキルアップ研修」を実施すると共に、令和3年6月から完全施行されるHACCPについて理解を深めるために保育所等の栄養士等に対して研修を行い、更なる衛生管理の徹底に努めました。

また地域包括ケアの取組みにおける保育園の役割を明示した『和光市保育課程』を平成29年度に策定し、市内認可保育施設に対して周知し、全市的に市が求める質の水準（同保育課程に示された質）の確保が図られるよう各種研修等を通じて、その浸透を図っております。

平成30年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートした際、市では、認可外保育施設について、無償化の対象施設とする場合は、国が定める基準について5年間の経過措置とはせず、条例で基準を定め、基準を満たした施設に限り無償化の対象として運用しているところです。

また、埼玉県では、認可外保育施設の届出の権限移譲を全市が受けていることから、市では年に1度必ず、認可の有無を問わず全市内民間保育施設に対し、実地指導を実施し、法令遵守、制度や法令等周知及び保育の質の向上について指導しています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 保育サポート課

保育士等を対象とした研修を継続的に実施し、保育の質の確保・向上を目指してまいります。また、育児休業取得による上の子につきましては、子育ての負担軽減を図るため、下の子が1歳になった以降、一定期間、引き続き在園できることとしております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 保育施設課

市では、学童クラブ運営基準（支援員数及び1人当たり面積など）の確保を確認した上で入所者を決定しています。また、学童クラブの待機児童の解消と併せて放課後の居場所の充実を図るため、放課後子供教室との一体型施設の整備及び運営を実施したことから、学童クラブの待機児童は減少しています。

入所に当たっての運営基準の遵守及び児童一人一人の成長や発達、家庭のライフスタイル等に応じて放課後の居場所が選択出来るよう放課後の居場所の充実に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町(同 50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】 保育施設課

市では、支援員の処遇を改善するため制度周知を図るとともに、各事業所に対して処遇改善に繋がる研修案内がある場合は、市内全事業者に周知し受講を推進するなど積極的な活用を促進しています。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 保育施設課

市では、公設学童クラブ運営の指定管理者に対し、児童支援員の配置について、基準以上の配置を求めているところです。その結果、公設学童クラブでは、常勤の児童支援員を複数人配置し、一人一人の児童に対して適切に対応していることを確認しています。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】 ネウボラ課

子ども医療費助成の対象を高校 3 年生まで拡大した場合、確実に財政負担が増加することから、現在の財政状況等を鑑みると、制度の拡充は難しい状況です。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】 ネウボラ課

子ども医療費の埼玉県による助成については、引き続き国及び県に要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】 社会援護課

「生活保護しおり」を市のホームページ上に全文掲載しております。また、窓口においても配布し、いつでも相談や申請ができる体制をとっております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあつて、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】 社会援護課

生活保護における扶養に関する調査につきましては、令和3年2月26日付けの厚生労働省からの通知により、「扶養を期待できない者」の判断基準が改訂されております。今までは、20年間音信不通であった場合などが該当しておりましたが、本年3月1日以降は、当該扶養義務者に借金を重ねている場合や、10年程度音信不通状態が継続している場合などについて、扶養の期待が出来ない者であると判断して差し支えないとしております。当市も通知に基づいた対応しておりますが、長期間交流が無かった場合であっても、扶養義務照会をきっかけに精神的な援助や交流が再開されるケースもございますことから、一律の対応ということではなく、申請者・受給者の方から個別に事情をお伺いしながら、個々に判断していくこととしております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】 社会援護課

保護利用者に対する決定通知書に関しましては、決定・変更の理由や、収入認定の取扱いについて、個別に理由を付記して対応しております。また、通決定・変更通知書についての質問には詳しくお答えしております。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】 社会援護課

ケースワーカーの人数については令和3年度に増員しており、標準数を下回らないよう担当部署として人事当局に要請をしております。また、和光市では社会福祉主事の有資格者を条件とした採用はなく、採用された職員のうち社会福祉主事の有資格者をケースワーカーとして任用する状況となっています。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】 社会援護課

居宅での自立した生活が可能な場合で本人が希望しない場合は、無料低額宿泊所への入居強制やあっせんはありません。ただし、やむを得ない場合において、賃貸借契約手続に必要な期間等を無料低額宿泊所に案内することがあります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】 地域包括ケア課

当市では、生活困窮者自立支援事業のうち、必須事業である「生活困窮者自立相談支援事業」について、市内三か所の「和光市くらし・仕事相談センター」において実施しています。

「生活困窮者自立相談支援事業」では、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整等を行っており、地域の生活困窮者の状況把握に努めています。また、生活困窮者の状況を把握した際、生活保護の必要性を認めたときには、直ちに生活保護担当へ繋ぐよう対応しています。引き続き、生活困窮者の状況把握に努め、適切な対応を図っていきます。

以上